

令和4年9月玉川村議会定例会

議 事 日 程 (第1号)

令和4年9月9日(金曜日)午前10時開会

- 日程第 1 会議録署名議員の指名について
- 日程第 2 会期の決定について
- 日程第 3 村長の提案理由の説明

出席議員（12名）

1番	須藤安昭君	2番	林芳子君
3番	小針竹千代君	4番	石井清勝君
5番	渡邊一雄君	6番	小林徳清君
7番	大和田宏君	8番	飯島三郎君
9番	西川良英君	10番	三瓶力君
11番	塩澤重男君	12番	須藤利夫君

欠席議員（なし）

職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

事務局長	大越健一	主事	大野恵美
------	------	----	------

説明のため出席した者の職氏名

村長	石森春男君	副村長	須釜泰一君
教育長	鈴木文雄君	総務課長	須田潤一君
企画政策課長	小針武彦君	住民税務課長 兼会計管理者	車田ヨシ子君
健康福祉課長	曲山知賀子君	産業振興課長 兼農業委員会 事務局長	塩田敦君
地域整備課長	高林浅輝君	教育課長	坂本敬君
公民館長	小針達夫君	遊水地 対策室長	溝井浩一君

◎開会の宣告

○議長（須藤利夫君） 皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員は12人であります。

定足数に達していますので、令和4年9月玉川村議会定例会を開会いたします。

(午前10時00分)

◎開議の宣告

○議長（須藤利夫君） 直ちに本日の会議を開きます。

◎議事日程の報告

○議長（須藤利夫君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

◎会議録署名議員の指名

○議長（須藤利夫君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、

2番 林 芳子 君

3番 小 針 竹千代 君

を指名いたします。

◎会期の決定

○議長（須藤利夫君） 日程第2、会期の決定の件を議題にします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日から9月16日までの8日間にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（須藤利夫君） ご異議なしと認めます。

よって、会期は本日から9月16日までの8日間に決定しました。

◎村長の提案理由の説明

○議長（須藤利夫君） 日程第3、村長の提案理由の説明を求めます。

村長、石森春男君。

〔村長 石森春男君登壇〕

○村長（石森春男君） 皆さん、おはようございます。

9月に入り、待ちに待った黄金色に輝く稲穂の収穫の季節が近づいてまいりました。

本日ここに、令和4年玉川村議会9月定例会を招集しましたところ、議員の皆様には公私ともに何かとご多忙の中、ご参集賜り、誠にありがとうございます。

当面する重要な議案を提出いたしましたので、以下、そのあらましについてご説明いたしますが、それに先立ち、村政に関する当面の諸課題等について、所信の一端を述べさせていただきます。

まず、喫緊の課題である新型コロナウイルス感染症につきましては、7月から始まった第7波は予想を超える大流行となり、全国の1日当たりの新規感染者数は20万人を超える日も多く、WHOの週報でも日本の感染者数が7月末から連続で世界最多になっています。8月19日の25万8,000人をピークに新規感染者は徐々に減少し始めているものの、依然として高い感染率で推移しており、8月末現在で全国の感染者の累計は1,800万人を超えております。

一方、福島県においてもオミクロン株BA.5系統への置き換わりが進み、1日当たりの新規感染者数が3,000人を超え、過去最多を更新し、累計感染者数も16万人を超えるなど、まだ第7波は継続中という状況にあります。

8月下旬頃から新規感染者数が、前週の同じ曜日を下回るようになりましたが、感染者数

は高止まりの状況にあり、医療体制は危機的な状態が続いているため、県は、福島県感染拡大警報強化版・B A. 5 対策強化宣言を今月19日まで延長し、基本的な感染対策の再点検と徹底などを呼びかけています。

本村においては、第7波の中、7月中旬から徐々に感染者が増加し、7月に50人、8月に146人とこれまで最多の更新を記録するなど厳しい状況にあり、8月下旬頃からはピーク時と比べ感染者は減少しているものの、ほぼ毎日のように感染者が確認されるなど収束の兆しが見えない状況が続いております。

今後も引き続き、国や県の取組などを注視し、本村の置かれている状況を直視しながら、一人一人が警戒を緩めることなく、基本的な感染防止対策の徹底をお願いするとともに、感染拡大を最小限に抑え込み、新型コロナウイルスの拡大防止と社会活動、経済活動の維持・再生の両立を図るため、全力で取り組んでいるところであります。

感染防止対策の要であるワクチン接種については、8月に4回目の集団接種を実施したところ、65歳以上の方の接種率は83.1%、60歳から64歳までの方の接種率は65.5%となっております。

今後も接種率の向上に努めつつ、5回目の接種についても、国の動きを注視しながら情報収集してまいります。

本村では、第6次玉川村振興計画後期基本計画に基づき、心豊かで元気な村づくりを推進しておりますが、特に将来の村づくりに大きな影響を及ぼす人口減少対策を引き続き重点施策と位置づけ、人口流出抑制や移住・定住につながる交流人口・関係人口の拡大に向け、村民が主役の村づくりを目指し、村民と行政が一体となった誰もが豊かで元気に過ごせる玉川村の創造に向け、創意工夫を凝らしながら各種事業に取り組んでおります。

地方創生関連事業については、デジタル化推進における連携協力に関する基本協定の連携事業の第1弾として、7月24日より、「手ぶらキャッシュレス実証事業」を実施しております。

この事業は、テレビや新聞をはじめ、多くのメディアで広く報道され、他市町村からも注目を浴びている事業となっており、住民の皆様にも、手ぶらキャッシュレス実証事業を通して、より身近な生活の中でのデジタル化による利便性を体験いただいております。

特別な技術を持たなくともデジタルを活用できること、お買物という日常を通じて、自然に便利でストレスのないデジタル社会をモデル的に実証したいと考えております。

今後も地域のDXやデジタル化による社会変革、利便性の高い快適な生活環境構築の一助

となるような事業について、検討してまいりたいと考えております。

次に、昨年オープンした玉川村観光交流拠点施設、森の駅 y o d g e につきましては、コロナウイルス感染症の影響はございますが、多くのメディアでも取り上げられるなど、順調に、宿泊者数、カフェ利用者数も増えてきております。特にSNSでの情報発信を来場者、お客様自身が行うなど、よい形での情報発信ができているものと実感しております。

また、8月14日には、四辻新田地区住民の方々の協力をいただきながら、ヨッジの夏祭りを開催することができました。

地域に愛され、交流の拠点とされてきた分校が、森の駅 y o d g e と生まれ変わり、引き続き村内外の皆様が訪れ、親しまれ、新たな施設としての機能や様々な参加プログラムが、地域の皆様をはじめ、多くの皆様に必要とされ、楽しんでいただけるような事業展開を進めてまいります。

自転車関連事業である「サイクルビレッジたまかわ」についても、多くのメディアに取り上げていただき、レンタサイクル事業、マウンテンバイクトレール事業、村体育センターを活用したマウンテンバイク・スケートボードパークの実証実験である「アーバンスポーツたまかわ」事業も順調に村内外からの来訪者数を伸ばしております。

また、本年3月にオープンしました「すがまプラザ交流センター」については、オフィススペースやコワーキングスペース、行政センター、会議室、体育館などを備えた利便性の高い複合型の拠点施設であることが、着実に村内外の皆様にも周知されてきております。

コワーキングスペースの利用については、村内の皆様を中心に村外の皆様にも多く利用されており、またオフィススペースについては、9月1日現在で入居事業者8社、そのうち6事業者は本社所在地が村外であり、サテライトオフィスの誘致などにより着実に新たな人の流れが創出できていると感じております。

特別教室の活用については、民間事業者や自主サークル等のイベントが開催され、家庭科室を利用した料理教室や、技術室を利用した木工教室、音楽室を利用した写真撮影会や音楽活動などに利用されております。さらには、地域の皆様によるこども食堂の展開もあり、様々な交流の場として、利用者の目的に応じ、自由な発想で多くの皆様に有効に活用していただいております。

また、住の機能としてグラウンドを活用し、住宅地とする計画の実現に向け、現在、宅地造成測量設計業務を委託し、基本構想での考え方や寄せられた意見なども参考としながら、鋭意検討を進めております。

すがまプラザにおける宅地開発については、阿武隈川遊水地事業による移転者や近隣市町村、首都圏からの移住者の受皿、さらにはオフィススペース等で働くサテライトオフィス進出企業のスタッフなどの住宅として活用していきたいと考えております。

それに先立ち、9月1日より旧教職員住宅を活用し、移住者用のお試し住宅として移住希望者の体験受入れを開始し、現在、静岡県からの1名が参加しているところです。

また、玉川村乙字ヶ滝かわまちづくり計画につきましても、国土交通省との連携を図りながら推進しており、村が中心となって進めていく（仮称）複合型水辺施設の改修について、現在、公募型プロポーザル方式により民間事業者を募集しているところです。

昨年3月に玉川村乙字ヶ滝かわまちづくり推進協議会等の関係機関のご協力を得ながら策定しました複合型水辺施設改修基本計画、仮称でありますけれども、これらに基づきながら、民間による提案を公募し、予定事業者を選定してまいります。

計画では、観光交流、商業活性化などを考慮しながら、民間活力による事業を展開することとし、資金調達から設計、施工、運営、管理まで一括して実施するPFI方式の一つである、村が施設を所有したまま、民間が資金調達を行い、施設改修するDBFO方式により進めていくこととしており、現在まで計画どおり事業が進捗しているところです。

今後も交流人口の拡大に向け、第6次玉川村振興計画・人口ビジョンに基づくまち・ひと・しごと創生総合戦略など各種計画に基づき、各種事業を推進し、玉川村のファンづくりの取組を強化するなど、斬新な発想で本村ならではの施策を展開し、選ばれる村づくりを目指してまいります。

次に、国土交通省で計画を進めております、阿武隈川緊急治水対策プロジェクトの遊水地群整備につきましては、7月25日から4日間にかけて、竜崎・中・小高地区で延べ6回にわたり国主催の住民説明会が開催され、3月から4月に開催された図面確認説明会での地権者からの遊水地設計に対する意見を可能な限り反映した結果が示されました。

また、特に意見の多かった宅地や施設園芸に係る代替地や、県道矢吹小野線、県道福島空港西線、村道I-9号線等の付け替え道路の計画、阿武隈川支川の逆流対策等についての説明があり、その後、意見の交換がなされました。

さらに、この説明会での意見を反映した形で、順次農地に係る個別補償契約や宅地に係る用地測量調査を行う旨、竜崎・小高・中地区で9月5日から4日間、延べ6回にわたり、国による説明会が開催されたところであります。その中で、用地補償の流れや農地価格の算定方法、各地区の価格水準、代替地、税金や年金等について説明がなされました。

今後も、遊水地対策室を中心に、引き続き住民生活の安心・安全が確保されるよう、住民の皆様のご意向を丁寧にお聴きし、寄り添いながら、しっかりと取り組んでまいります。

また、現在進めている農業集落排水事業、玉川地区の処理場につきましては、阿武隈川緊急治水対策プロジェクトにより、当初計画していた場所と位置が変更となりましたが、今般、農地転用と処理施設に係る建屋の建築確認申請などが許可されたため、本定例会に汚水処理施設建設工事請負契約の締結について、議案として提案しております。

玉川地区の対象地域は、小高・中・蒜生地区と岩法寺地区の一部の区域であり、対象世帯が565世帯、計画処理人口が2,280人となっております。

これらの処理場の建設及び管路布設につきましては、令和5年度中の一部供用開始を予定しております。

さらに、四辻新田・南須釜字青井沢地区、河平地区の区域で進めております水道未普及地域解消事業につきましては、令和9年度までの計画で進めておりますが、本年度は南須釜字青井沢地内の国有林内に配水池を整備し、併せて管路布設工事をするため、配水池建設工事及び配水管布設工事（第3工区）、工事請負契約の締結について、今回、2つの議案を提案しております。

この事業により、玉川村内の水道未普及地域を解消するとともに、安定した水道水の供給が実現されるものと考えております。

次に、本村におけるマイナンバーカードの普及についてであります。国では、マイナンバーカード活用推進ロードマップにより、カードの利用拡大を図り、国民の行政手続ほか、各種手続における利便性を高める取組を推進しております。

村においては、まず国の動向を踏まえ、低迷するカードの交付率を引き上げるための各種取組を進めております。

特に、マイナポイント第2弾の付与対象が、今月末までのカードを申請した方となることから、各地区公民館や村内事業所に出張しての申請の受付を始め、広報たまかわやホームページ、さらには各種団体への通知などの広報活動を強化したことにより、村における8月末日での交付率は40.7%と伸びてきております。今月の最終日曜日にも、日曜窓口を開設し、カードのさらなる普及に努めたいと考えております。

マイナンバーカードは利用されてこそ、行政サービスの利便性が図られ、生活の質の向上につながるため、カード交付後は活用推進に向けた取組を充実させてまいります。

次に、農作物の状況であります。農林水産省発表の令和4年産水稻の8月15日現在にお

ける福島県の作柄概況は、平年並みになるとの予測であります。

また、本村の特産品である「さるなし」につきましては、春先の降霜等により被害を受け、今後の収量について大変心配をしていたところですが、現時点では平年並みの収量が見込まれております。

しかしながら、今般の原油高騰や円安などの社会情勢により、加温施設で使用する重油等の燃料や、肥料、さらには家畜の飼料なども、価格が軒並み高騰しており、農業経営に大きな影響を及ぼしております。

村としましては、的確な情報収集を行い、これらに対応した各種支援策を講じるなど、スピード感を持って支援してまいりたいと考えております。

次に、学校関係におきましては、中学生の国内研修を予定どおり実施しました。

昨年、中学2年生の国内研修を実施しており、一昨年並びに昨年と2年続けて新型コロナの影響により中止としましたが、今年度は夏休み期間中に、新型コロナの感染防止対策に万全を期して、保護者のご理解の下、中学2年生は2泊3日で沖縄県、中学3年生は1泊2日で関西・四国方面で、それぞれ体験研修や異文化交流を行い、明日を担う子供たちの人材育成に努めたところであります。

また、去る9月1日に行われました、中体連県南駅伝大会においては、玉川中学校の男女とも入賞し、女子は第2位となり県大会への出場権を得るなど、スポーツの面でも活躍しております。

以上、当面の諸課題等について申し上げましたが、今後も安全で豊かな村づくりを推進し、村民一人一人が安心な日常生活が送れるよう、各種施策に全力で取り組んでまいりますので、議員各位の引き続きのご協力とご支援を賜りますようお願い申し上げます。

それでは、令和4年9月玉川村議会定例会に提案いたしました議案について、提案理由のご説明をいたします。

まず初めに、報告第3号 健全化判断比率及び資金不足比率の報告についてであります。平成19年に施行された地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づく令和3年度決算における健全化判断比率は、実質赤字比率・連結実質赤字比率につきましては、いずれも黒字であるため算定されておらず、実質公債費比率の3か年平均については11.1%、将来負担比率については11.9%となっており、いずれも早期健全化基準を下回っております。

また、資金不足比率については、村が運営する上水道事業会計・農業集落排水事業特別会計について、いずれも資金不足となる会計がないため算定されておられません。

なお、これらの比率の算定につきましては、村監査委員の審査を受け、本定例会において報告するものであります。

次に、議案第38号 令和3年度玉川村上水道事業会計未処分利益剰余金の処分及び決算の認定についてであります。未処分利益剰余金665万2,793円のうち200万円を減債積立金に、400万円を建設改良積立金に積み立て、65万2,793円を繰越しする処分について、地方公営企業法第32条第2項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

また、令和3年度玉川村上水道事業会計決算について、同法第30条第4項の規定により、議会の認定に付するものであります。

決算の概要につきましては、損益勘定において収益的収入が2億4,328万431円に対し、収益的支出が2億2,564万2,431円で、純利益が582万5,320円となり、前年度繰越利益剰余金82万7,473円と合わせ、665万2,793円の未処分利益剰余金となりました。

また、資本的収入及び支出については、資本的収入が1億3,368万2,713円に対し、資本的支出が2億3,933万8,497円で、資本的収入が資本的支出に不足する額1億565万5,784円は、当年度消費税及び地方消費税資本的収支調整額1,478万6,165円及び過年度損益勘定留保資金9,086万9,619円で補填いたしました。

事業概要であります。給水戸数が1,859戸、給水人口が5,371人、年間配水量は61万6,580立方メートルで、1日平均配水量は1,689立方メートルとなり、前年度と比較して年間で1,560立方メートルの増となりました。

水道施設の整備につきましては、配水管布設替工事を実施いたしました。

次に、議案第39号 玉川村指定金融機関の指定についてであります。指定金融機関については、2年交代で指定しているところであります。

本年10月31日をもって、夢みなみ農業協同組合の契約期間が満了となるため、11月1日より須賀川信用金庫を指定したいので、地方自治法第235条第2項及び同法施行令第168条第2項の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

次に、議案第40号 玉川村体育施設条例の一部を改正する条例についてであります。今回の改正は、玉川村体育センターを体育施設としての用途を廃止するため、条例の一部を改正するものであります。

次に議案第41号 玉川村アーバンスポーツ施設の設置及び管理に関する条例の制定についてであります。玉川村アーバンスポーツ施設の設置及び管理に関し、地方自治法第244条の2第1項の規定に基づき定めるものであります。

次に、議案第42号 玉川村議会議員および玉川村長の選挙における選挙運動の公営に関する条例の一部を改正する条例についてであります。今回の改正は、国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の一部を改正する法律及び公職選挙法施行令の一部を改正する政令が令和4年4月6日に公布されたことに伴い、所要の改正を行うものであります。

次に、議案第43号 令和4年度玉川村一般会計補正予算（第3号）についてであります。今回の補正予算は、歳入歳出それぞれ2億9,438万5,000円を増額し、予算の総額を50億8,773万9,000円とするものであります。

歳入の主なものは、普通交付税に係る地方交付税で5,764万4,000円、新型コロナウイルスワクチン接種事業等に係る国庫支出金で7,120万7,000円、繰越金で2億918万5,000円、緊急自然災害防止対策事業等に係る村債で4,107万7,000円をそれぞれ増額し、財政調整積立金等に係る繰入金で9,560万7,000円を減額するものであります。

また、歳出の主なものは、4月の人事異動に伴う給与など人件費の補正のほか、令和3年度決算に伴う歳計剰余金の財政調整基金への積立金などに係る総務費で1億4,021万円、新型コロナウイルスワクチン接種事業等に係る衛生費で3,259万2,000円、緊急自然災害防止対策事業等に係る土木費で3,314万3,000円、現年公共土木施設災害復旧等に係る災害復旧費で5,837万1,000円をそれぞれ増額するものであります。

次に、議案第44号 令和4年度玉川村介護保険特別会計補正予算（第1号）についてであります。今回の補正は、令和3年度玉川村介護保険特別会計の歳入歳出決算が確定しましたので、その精算に係るものです。

歳入歳出それぞれ2,693万7,000円追加し、予算総額を7億3,590万6,000円とするものです。歳入の主なものは、繰越金で2,593万7,000円増額するものであります。

一方、歳出の主なものは、諸支出金で1,225万1,000円、基金積立金で1,438万4,000円増額するものであります。

次に、議案第45号 令和4年度玉川村後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について、今回の補正は、令和3年度玉川村後期高齢者医療特別会計の歳入歳出決算が確定しましたので、その精算によるものです。

歳入歳出それぞれ28万4,000円を追加し、予算総額を6,731万2,000円とするものです。

歳入の主なものは、繰越金で28万4,000円を増額するものであります。

一方、歳出の主なものは、繰出金で28万5,000円を増額するものであります。

次に、議案第46号 令和4年度玉川村農業集落排水事業会計補正予算（第1号）について

であります。今回の補正は、人件費補正により収益的支出で総係費を96万2,000円減額し、処理場費の修繕費を90万8,000円、総係費の手数料を5万4,000円増額するものであります。その結果、収益的支出総額については、予算総額1億7,689万1,000円に変更はありません。

次に、議案第47号 令和4年度玉川村上水道事業会計補正予算（第1号）についてであります。収益的収入及び支出の総額それぞれ259万1,000円増額し、2億3,495万1,000円とするものであります。

収入の主なものは、他会計補助金を99万3,000円増額し、雑収益を159万8,000円増額するものであります。

一方、支出の主なものは、配水及び給水費で305万3,000円の増額、総係費で46万2,000円の減額をするものであります。

次に、議案第48号から議案第51号までの契約の締結につきましては、地方自治法第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

議案第48号 ため池浚渫工事請負変更契約の締結についてであります。本工事は、令和3年12月7日開催の玉川村議会12月定例会で契約の議決をいただいたものであります。一部に追加変更を要するため、工事請負代金を6,424万7,700円増額するものであり、令和4年8月30日に仮契約を締結し、議会の議決を求めるものであります。

次に、議案第49号 農業集落排水事業玉川地区汚水処理施設建設工事請負契約の締結についてであります。令和4年8月25日に仮契約を締結したものについて、議会の議決を求めるものであります。

次に、議案第50号 水道未普及地域解消事業四辻新田配水池建設工事請負契約の締結についてであります。令和4年8月25日に仮契約を締結したものについて、議会の議決を求めるものであります。

次に、議案第51号 水道未普及地域解消事業四辻新田配水管布設工事（第3工区）請負契約の締結についてであります。令和4年8月25日に仮契約を締結したものについて、議会の議決を求めるものであります。

次に、議案第52号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてであります。令和4年12月31日をもって、任期が満了する委員の後任候補者を法務大臣に推薦したいので、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求めるものであります。

次に、認定第1号 令和3年度玉川村一般会計歳入歳出決算の認定についてであります。

令和3年度の村財政運営につきましては、村民の皆様のご理解と議員各位のご協力により、第6次玉川村振興計画後期基本計画に掲げる5つの基本目標「皆で支えあう福祉の村づくり」「環境にやさしい安全・便利な村づくり」「活力ある村づくり」「人を育む村づくり」「交流と協働の村づくり」の実現に向け、諸事業を計画どおり推進することができました。

また、各特別会計においても予算内で事業が執行され、各会計とも黒字で決算ができましたことに対し、議員各位に感謝を申し上げる次第であります。

本決算につきましては、去る7月27日、28日、29日、そして8月1日の4日間、村監査委員の決算監査を受け、適正である旨の報告をいただきましたので、議会の認定を求めるものであります。

一般会計歳入歳出決算の概要について申し上げますと、歳入については、各項目とも収入客体の的確な把握により、適正な財源の確保に努めた結果、歳入合計は50億5,188万9,901円となりました。

歳入の主なものは、地方交付税が18億9,042万2,000円で全体の37.4%、国庫支出金が8億5,315万5,466円で16.9%、村税が7億750万2,723円で14.1%、村債が4億4,036万4,000円で8.7%、繰越金が3億7,093万6,205円で7.3%、県支出金が3億2,839万4,425円で6.5%となり、自主財源は12億7,815万7,597円で25.3%、国・県等への依存財源は37億7,373万2,304円で74.7%となっております。

歳出については、住民福祉の充実を目指すとともに経費の節減に努める一方、投資的事業の計画的な執行をはじめ、新型コロナウイルス感染症に対応するため、感染拡大の防止による村民の安全・安心の確保と社会・経済活動の回復に向けた取組を講じた結果、歳出合計は47億6,950万7,031円となりました。

歳出の主なものは、民生費が10億832万6,086円で全体の21.1%、総務費が9億5,180万2,911円で20%、農林水産業費が4億7,572万2,997円で10%、衛生費が4億2,963万3,329円で9%、土木費が4億2,674万6,765円で8.9%、公債費が3億7,355万8,952円で7.8%、教育費が3億6,071万8,270円で7.6%となっております。

令和3年度は歳入歳出差引額で2億8,238万2,870円となり、翌年度へ繰り越すべき財源2,319万7,000円を除くと、実質収支は2億5,918万5,870円となりました。

次に、認定第2号 令和3年度玉川村国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定についてありますが、歳入歳出予算現額7億2,482万8,000円に対し、収入済額7億7,721万5,807円、支出済額6億8,876万7,331円となり、歳入歳出差引残額は8,844万8,476円となりました。

歳入の主なものは、国民健康保険税で1億2,648万6,265円、県支出金で5億28万6,351円となっております。

一方、歳出の主なものは、保険給付費で4億8,588万8,954円、国民健康保険事業費納付金で1億8,101万4,405円となりました。

次に、認定第3号 令和3年度玉川村介護保険特別会計歳入歳出決算の認定についてですが、歳入歳出予算額6億9,175万1,000円に対して、収入済額6億9,182万1,139円、支出済額6億6,588万3,032円となり、歳入歳出差引残額は2,593万8,107円となりました。

歳入の主なものは、保険料で1億4,238万1,780円、国庫支出金で1億6,361万3,742円、支払基金交付金で1億7,260万9,259円、県支出金で1億419万4,381円、繰入金で1億24万7,010円となっております。

一方、歳出の主なものは、保険給付費で6億1,571万141円、地域支援事業費で3,535万8,591円となっております。

次に、認定第4号 令和3年度玉川村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定についてですが、歳入歳出予算現額6,222万4,000円に対し、収入済額6,223万5,297円、支出済額6,194万9,539円となり、歳入歳出差引残額は28万5,758円となりました。

歳入の主なものは、後期高齢者医療保険料で4,346万3,600円、一般会計繰入金で1,853万7,951円となっております。

一方、歳出の主なものは、後期高齢者医療広域連合納付金で5,902万3,350円となりました。

次に、認定第5号 令和3年度玉川村農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定についてですが、歳入歳出予算現額3億9,452万6,000円に対し、収入済額3億2,711万1,366円、支出済額3億1,683万2,821円で、歳入歳出差引額1,027万8,545円となりました。

歳入の主なものは、使用料及び手数料4,106万150円、国庫補助金8,076万5,385円、繰入金9,695万2,000円、村債9,850万円となっております。

歳出の主なものは、総務費が4,068万797円、事業費が1億8,465万7,313円、公債費が9,149万4,711円となっております。

以上、提案いたしました議案について、その概要を説明いたしましたが、詳細につきましては担当課長より説明させますので、慎重にご審議の上、速やかなご議決を賜りますようお願い申し上げます、提案理由の説明といたします。

○議長（須藤利夫君） 村長の提案理由は、ただいまの説明のとおりです。

◎散会の宣告

○議長（須藤利夫君） 以上で、本日の日程は全部終了しました。

本日は、これで散会いたします。

(午前10時43分)